

水道メーターはしっかり管理しましょう！

水道メーターをなくさないで！

水道メーターは、水道使用量を計量するために、上下水道局が水道使用者へお貸ししているもので、使用者に管理責任があります。破損、紛失した場合は弁償する必要があります。

水道メーターを撤去したい場合はご連絡を！

水道メーターは、上下水道局の職員またはその指定を受けた者（業務委託業者・指定給水装置工事事業者）以外、勝手に取り外してはいけません。撤去したい場合は必ずご連絡ください。

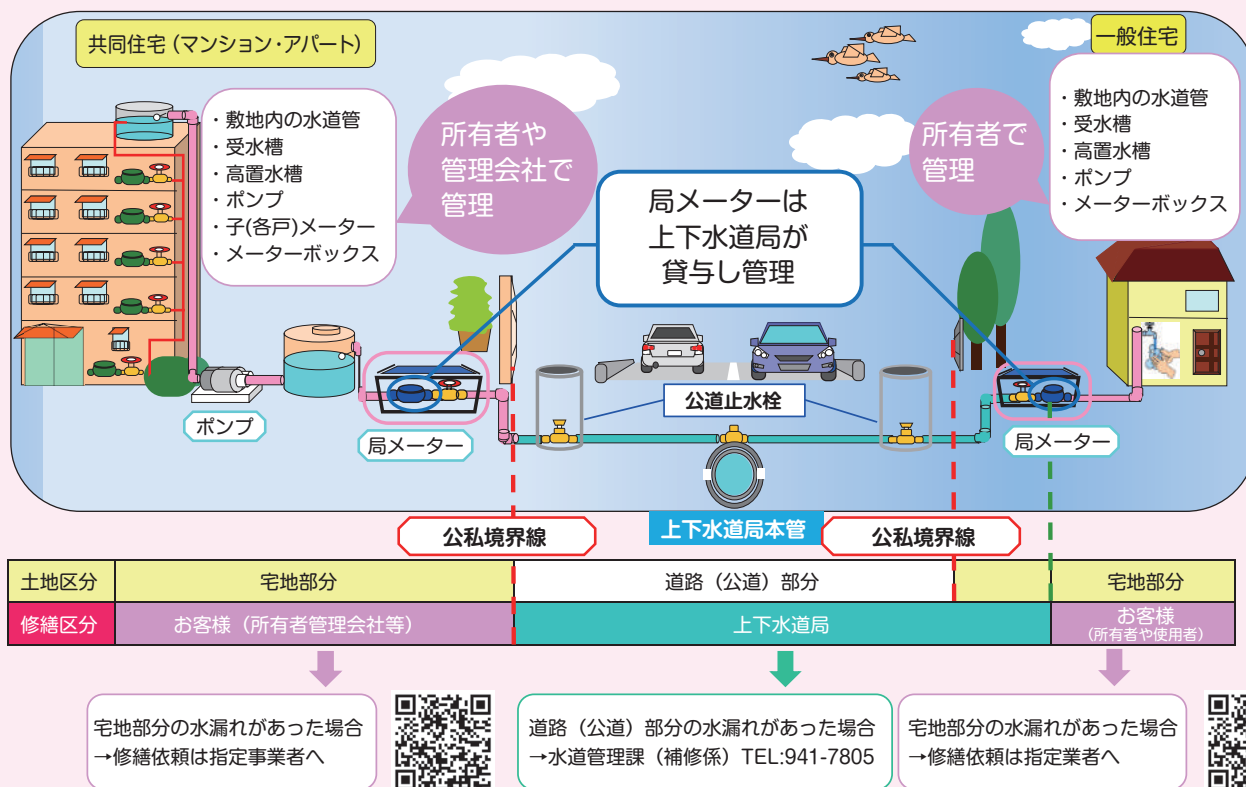


水道を使用しなくなった建物や、取り壊しを行う場合は、必ず上下水道局へご連絡ください。

★ メーター撤去のご連絡先 上下水道局お客様センター TEL：941-7804 ★

【お問い合わせ】 料金サービス課（計量係） TEL：941-7811

給水装置修繕の費用負担区分 一般住宅と共同住宅等では、給水装置修繕の費用負担区分が異なります！！



【お問い合わせ】 水道管理課 TEL：941-7805 FAX：941-7825

～鉛給水管取替工事等への協力依頼～



道路に埋設されている配水管から各家庭（蛇口）までの間の給水管の一部（主に水道メーターの前後など）に、鉛でできた給水管が使われている場合があります。この鉛給水管中に長時間水が溜まっていると、ごく微量ですが水中へ鉛が溶け出すことがあります。

上下水道局では、鉛給水管取替工事を行っております。鉛給水管を発見した場合は、上下水道局までご連絡ください。

なお、ご自身で業者に依頼して取替工事を行った場合、上下水道局では費用負担できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】 水道管理課（管理係） TEL：941-7822 FAX：941-7825